

地方財政審議会付議（説明）案件

令和4年2月25日（金）

（案件名）

令和3年度2月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

理事官 稲木 宏光

（内23511）

令和3年度2月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和3年度2月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

7,037億円(11月～1月における譲与税及び交付税配付金特別会計の収納額)

・前年度2月期比 +951億円(+15.6%)

・本年度譲与累計額 18,535億円

(参考)前年度比 +1,929億円(+11.6%)

4 譲与日

令和4年2月28日(月)

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
令和2年度譲与実績	16,606億円
令和3年度地財計画	12,627億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号
令和 4 年 2 月 2 8 日

各 都 道 府 県 知 事 あて

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）第 3 1 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和 4 年 2 月 2 8 日に別添の金額のとおり譲与します。

令和3年度2月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

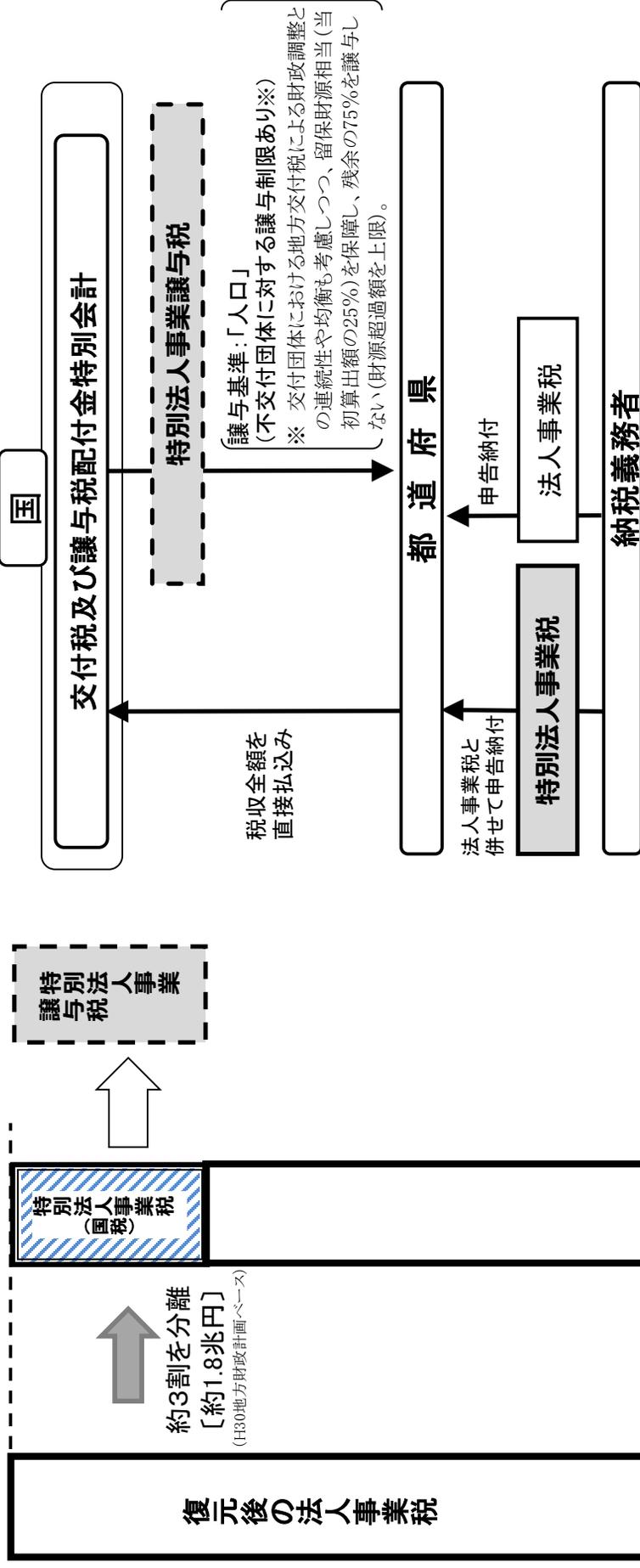
(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	32,030,224
青森	7,589,633
岩手	7,421,347
宮城	14,112,707
秋田	5,882,360
山形	6,547,688
福島	11,238,394
茨城	17,576,598
栃木	11,851,421
群馬	11,887,984
埼玉	45,028,106
千葉県	38,527,881
東京都	16,442,486
神奈川県	56,630,758
新潟	13,495,205
富山	6,344,071
石川	6,943,108
福井	4,701,360
山梨	4,965,658
長野	12,555,617
岐阜	12,130,953
静岡県	22,273,851
愛知県	46,239,827
三重	10,852,789
滋賀	8,666,333
京都	15,805,321
大阪	54,180,660
兵庫県	33,503,957
奈良	8,119,866
和歌山	5,656,029
鳥取	3,392,738
島根	4,114,431
岡山	11,577,295
広島	17,163,963
山口	8,227,679
徳島	4,411,356
香川	5,825,603
愛媛	8,183,428
高知	4,239,502
福岡	31,482,145
佐賀	4,974,658
長崎	8,045,342
熊本	10,656,896
大分	6,889,931
宮崎	6,557,184
鹿児島	9,737,024
沖縄	8,996,590
合計	703,677,957

特別法人事業税・譲与税の概要

- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設。

＜特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の仕組み＞



＜その他関連する事項＞

- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
- 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
- 令和2年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業税の収入額とみなす等の所要の措置を講じる。
- ※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

(参考) 令和3年度 特別法人事業譲与税 譲与制限について

財源超過団体：東京都

財源超過額：6,270億円

2月期譲与額（譲与制限後）：164億円（令和3年度累計 502億円）

2月期譲与制限額：619億円（令和3年度累計 1,505億円）

※ 譲与制限がない場合の年間譲与額 502+1,505=2,006億円

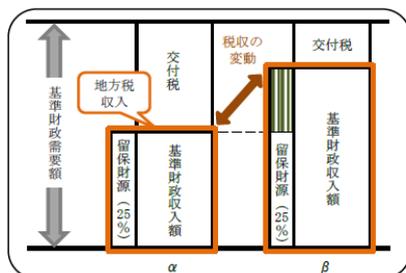
特別法人事業譲与税の譲与制限について

財源超過団体に対して次のとおり譲与制限を行う。

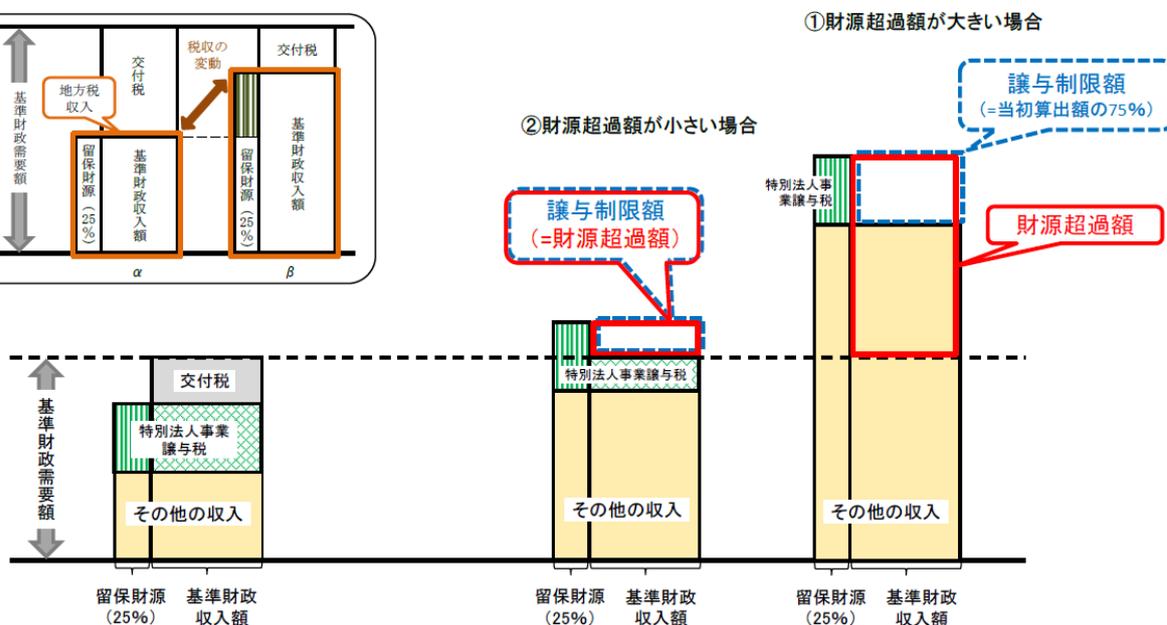
(※) ここでの財源超過額は、譲与制限前のもの。

- ① 当初算出額の25%は不交付団体にも保障し、残余の75%を譲与しない。
- ② 財源超過額が小さい場合には、財源超過額の範囲内で譲与制限を行う。

<交付団体における財源の動き(イメージ)>



<特別法人事業譲与税における譲与制限のイメージ>



○ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（抄）（平成三十一年法律第四号）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税について、納税義務者、課税標準、税率、申告及び納付等の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を特別法人事業譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

第二章 特別法人事業税

第一節 総則

（課税の対象）

第五条 法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額には、この法律により、国が特別法人事業税を課する。

第四節 申告及び納付等

（賦課徴収）

第八条 特別法人事業税の賦課徴収は、第六条及び第十四条に定めるものを除くほか、都道府県が、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、地方税法第十七条の六第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により更正又は決定をすることができる期間については、特別法人事業税及び法人の事業税は、同一の税目に属する地方税とみなして、同項の規定を適用するものとする。

（納付等）

第十条 特別法人事業税の納税義務者は、特別法人事業税に係る徴収金を当該都道府県の法人の事業税に係る地方団体の徴収金の納付の例により、当該都道府県の法人の事業税に係る地方団体の徴収金と併せて当該都道府県に納付しなければならない。

2 特別法人事業税に係る徴収金及び法人の事業税に係る地方団体の徴収金の納付があった場合には、政令で定めるところにより、その納付額を第八条又は前条の規定により併せて賦課され、又は申告された特別法人事業税及び法人の事業税の額に按分した額に相当する特別法人事業税に係る徴収金及び法人の事業税に係る地方団体の徴収金の納付があったものとする。

3 都道府県は、特別法人事業税に係る徴収金の納付があった場合には、当該納付があった月の翌々月の末日までに、政令で定めるところにより、特別法人事業税に係る徴収金として納付された額を国に払い込むものとする。

第三章 特別法人事業譲与税

（特別法人事業譲与税）

第二十九条 特別法人事業譲与税は、特別法人事業税の収入額に相当する額とし、都道府県に対して譲与するものとする。

(毎年度の譲与額)

第三十条 毎年度、各都道府県に対して譲与する特別法人事業譲与税の額は、基準特別法人事業譲与税額(当該年度において財源超過団体がある場合には、財源超過団体にあつては第一号に掲げる額とし、財源不足団体にあつては第二号に掲げる額とする。)とする。

- 一 当該財源超過団体に係る基準特別法人事業譲与税額から当該基準特別法人事業譲与税額の百分の七十五に相当する額(当該額が当該財源超過団体に係る財源超過額を超える場合には、当該財源超過額とする。)を控除した額
- 二 当該財源不足団体に係る基準特別法人事業譲与税額に財源超過団体における前号に規定する控除した額の合算額を各財源不足団体の人口(官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。次項及び次条において同じ。)で按分した額を加えた額

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 基準特別法人事業譲与税額 次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき特別法人事業譲与税の総額に相当する額を各都道府県の人口で按分した額をいう。
- 二 財源超過団体 イに掲げる額がロに掲げる額を超える都道府県をいう。
 - イ 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第三項本文の規定により総務大臣が決定した当該年度の普通交付税の額(ロにおいて「当該年度普通交付税額」という。)の算定に用いられた基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となった特別法人事業譲与税の収入見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額に、基準特別法人事業譲与税見込額(次条第一項の規定により当該年度において譲与すべき特別法人事業譲与税の総額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を各都道府県の人口で按分した額をいう。)の百分の七十五に相当する額を加算した額
 - ロ 当該年度普通交付税額の算定に用いられた基準財政需要額
- 三 財源不足団体 財源超過団体以外の都道府県をいう。
- 四 財源超過額 第二号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除した額をいう。

(譲与時期及び各譲与時期の譲与額)

第三十一条 特別法人事業譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる譲与時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を譲与する。

譲与時期	各譲与時期に譲与すべき額
五月	当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の収納に係る特別法人事業税の収入額に相当する額
八月	当該年度の初日の属する年の五月から七月までの間の収納に係る特別法人事業税の収入額に相当する額
十一月	当該年度の初日の属する年の八月から十月までの間の収納に係る特別法人事業税の収入額に相当する額
二月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の一月までの間の収納に係る特別法人事業税の収入額に相当する額

2 各譲与時期に各都道府県に対して譲与する特別法人事業譲与税の額は、基準各譲与時期特別法人事業譲与税額(当該年度において前条第二項第二号に規定する財源超過団体(以下この項及び第五項において「財源超過団体」という。)がある場合には、財源超過団体にあつては第一号に掲げる額とし、同条第二項第三号に規定する財源不足団体(第二号において「財源不足団体」という。)にあつては第二号に掲げる額とする。)とする。

- 一 次の表の上欄に掲げる譲与時期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

譲与時期	各譲与時期に譲与すべき額
五月	基準各譲与時期特別法人事業譲与税額
八月	基準各譲与時期特別法人事業譲与税額から五月分財源超過団体譲与制限額の三分の一に相当する額及び八月分財源超過団体譲与制限額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
十一月	基準各譲与時期特別法人事業譲与税額から五月分財源超過団体譲与制限額の三分の一に相当する額及び十一月分財源超過団体譲与制限額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
二月	基準各譲与時期特別法人事業譲与税額から五月分財源超過団体譲与制限額の三分の一に相当する額及び二月分財源超過団体譲与制限額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 次の表の上欄に掲げる譲与時期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額

譲与時期	各譲与時期に譲与すべき額
五月	基準各譲与時期特別法人事業譲与税額
八月	基準各譲与時期特別法人事業譲与税額に財源超過団体における前号の表八月の項の規定により控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額
十一月	基準各譲与時期特別法人事業譲与税額に財源超過団体における前号の表十一月の項の規定により控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額
二月	基準各譲与時期特別法人事業譲与税額に財源超過団体における前号の表二月の項の規定により控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額

- 3 各譲与時期に譲与することができなかつた金額があるとき、各譲与時期において譲与すべき額を超えて譲与した金額があるとき、又は八月、十一月若しくは二月の譲与時期において基準各譲与時期特別法人事業譲与税額を超えて前項第一号の表八月の項、十一月の項若しくは二月の項の規定により控除すべき金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 4 前三項の規定により計算した各譲与時期に各都道府県に対して譲与する特別法人事業譲与税の額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。この場合においては、当該譲与時期に譲与すべき特別法人事業譲与税の額は、第一項の規定により各譲与時期に譲与すべき額からそれらの端数金額を控除した金額とする。
- 5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 基準各譲与時期特別法人事業譲与税額 第一項の規定により各譲与時期に譲与すべき特別法人事業譲与税の額を各都道府県の人口で按分した額をいう。
 - 二 五月分財源超過団体譲与制限額 財源超過団体における五月の譲与時期に係る基準各譲与時期特別法人事業譲与税額の百分の七十五に相当する額(当該額が当該財源超過団体に係る前条第二項第四号に規定する財源超過額(以下この項において「財源超過額」という。)を超える場合には、当該財源超過額とする。)をいう。
 - 三 八月分財源超過団体譲与制限額 財源超過団体における八月の譲与時期に係る基準各譲与時期特別法人事業譲与税額の百分の七十五に相当する額(当該額に当該財源超過団体に係る五月分財源超過団体譲与制限額を加えた額が財源超過額を超える場合には、当該財源超過額から当該加えた額を控除した額とする。)をいう。
 - 四 十一月分財源超過団体譲与制限額 財源超過団体における十一月の譲与時期に係る基準各譲与時期特別法人事業譲与税額の百分の七十五に相当する額(当該額に当該財源超過団体に係る五月分財源超過団体譲与制限額及び八月分財源超過団体譲与制限額の合算額を加えた額が財源超過額を超える場合には、当該財源超過額から当該合算額を控除した額とする。)をいう。

五 二月分財源超過団体譲与制限額 財源超過団体における二月の譲与時期に係る基準各譲与時期特別法人事業譲与税額の百分の七十五に相当する額(当該額に当該財源超過団体に係る五月分財源超過団体譲与制限額、八月分財源超過団体譲与制限額及び十一月分財源超過団体譲与制限額の合算額を加えた額が財源超過額を超える場合には、当該財源超過額から当該合算額を控除した額とする。)をいう。

(譲与すべき額の算定に錯誤があった場合の措置)

第三十二条 総務大臣は、特別法人事業譲与税を都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があったため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があったことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもって当該譲与時期において都道府県に譲与すべき額とするものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(特別法人事業譲与税の用途)

第三十四条 国は、特別法人事業譲与税の譲与に当たっては、その用途について条件を付け、又は制限してはならない。

附則抄

(旧地方法人特別税の収入額に関する経過措置)

第五条 なお効力を有する廃止前暫定措置法第十二条第三項の規定により平成三十二年二月以後に都道府県から国に払い込まれた旧地方法人特別税の収入額は、第二十九条及び第三十一条第一項に規定する特別法人事業税の収入額とみなして、これらの規定を適用する。

○ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則（抄）（平成31年総務省令第41号）

（法第三十条第一項第二号の人口）

第一条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（以下「法」という。）第三十条第一項第二号に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した平成二十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

（法第三十条第二項第二号イの算定方法）

第二条 法第三十条第二項第二号イに規定する当該年度において譲与すべき特別法人事業譲与税の総額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、当該年度の地方財政計画（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第七条に規定する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類をいう。）に記載された特別法人事業譲与税の収入見込額とする。

地方譲与税の概要

譲与税目	地方揮発油譲与税※ ¹	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税※ ²	航空機燃料譲与税	特別とん譲与税	森林環境譲与税※ ³	特別法人事業譲与税																											
譲与総額	地方揮発油税収入額の全額	石油ガス税収入額の1/2	自動車重量税収入額の348/1,000 (当分の間 422/1,000)	航空機燃料税収入額の2/13 (令和3年度 調査決定額の4/9等)	特別とん税収入額の全額	森林環境税収入額に相当する額	特別法人事業税収入額の全額																											
課税標準及び税率等	製造場からの移出又は保税地域からの揮発油引取数量 5,200円/kℓ (本則税率 4,400円/kℓ) 〔令和16年度～ 5,500円/kℓ (本則税率 4,700円/kℓ)〕	石油ガス充てん場からの移出又は保税地域からの引取重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車 例) 乗用自動車自家用(3年) 12,300円/自重0.5トﾝ	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量 26,000円/kℓ 〔令和3年度 9,000円/kℓ〕	開港へ入港する外国貿易船の純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トﾝ 開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/トﾝ	国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 〔令和6年度から課税開始〕	基準法人所得割額 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人 税率260% 所得割額により法人の事業税を課される特別法人 税率34.5% 所得割額により法人の事業税を課される法人 税率37% 基準法人収入割額 収入割額により法人の事業税を課される法人 税率 30% 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人 税率 40%																											
譲与団体	都道府県・市町村 (特別区含む)	都道府県・指定都市	市町村・都道府県 (特別区含む)	空港関係市町村(特別区含む) 空港関係都道府県	開港所在市町村 (都を含む)	市町村・都道府県 (特別区含む)	都道府県																											
譲与基準	○都道府県・指定都市(58/100) 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 * 財源超過団体に対する譲与制限あり(前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2又は当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額を制限) ○市町村(42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積	○市町村 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積 ○都道府県 自家用乗用車(登録車)の保有台数 〔譲与割合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1年度～</td> <td>333/348 (407/422)</td> <td>15/348 (15/422)</td> </tr> <tr> <td>R4年度～</td> <td>333/357 (407/431)</td> <td>24/357 (24/431)</td> </tr> <tr> <td>R16年度</td> <td>333/401 (407/475)</td> <td>68/401 (68/475)</td> </tr> <tr> <td>R17年度～</td> <td>333/416 (407/490)</td> <td>83/416 (83/490)</td> </tr> </tbody> </table> ()内は当分の間の譲与割合	期間	市町村	都道府県	R1年度～	333/348 (407/422)	15/348 (15/422)	R4年度～	333/357 (407/431)	24/357 (24/431)	R16年度	333/401 (407/475)	68/401 (68/475)	R17年度～	333/416 (407/490)	83/416 (83/490)	○市町村(4/5) 1/2 着陸料収入額 1/2 騒音世帯数 ○都道府県(1/5) 市町村の譲与基準により算定した額	開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額	○市町村 5/10 私有林人工林面積 2/10 林業就業者数 3/10 人口 ○都道府県 市町村と同様 〔譲与割合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度～</td> <td>17/20</td> <td>3/20</td> </tr> <tr> <td>R4年度～</td> <td>22/25</td> <td>3/25</td> </tr> <tr> <td>R6年度～</td> <td>9/10</td> <td>1/10</td> </tr> </tbody> </table>	期間	市町村	都道府県	R2年度～	17/20	3/20	R4年度～	22/25	3/25	R6年度～	9/10	1/10	人口 * 財源超過団体に対する譲与制限あり(当初算出額の25%を保障し、残余の75%を制限(制限は財源超過額を上限とする))
期間	市町村	都道府県																																
R1年度～	333/348 (407/422)	15/348 (15/422)																																
R4年度～	333/357 (407/431)	24/357 (24/431)																																
R16年度	333/401 (407/475)	68/401 (68/475)																																
R17年度～	333/416 (407/490)	83/416 (83/490)																																
期間	市町村	都道府県																																
R2年度～	17/20	3/20																																
R4年度～	22/25	3/25																																
R6年度～	9/10	1/10																																
譲与基準の補正	人口、道路の種類・幅員等による補正(昼間人口が多い団体は別途補正)	普通交付税算定に用いる道路橋りょう費の測定単位当たりの補正率による補正	人口、道路の幅員等による補正(昼間人口が多い団体は別途補正)	着陸料の収入額、空港の管理の態様、空港の所在、騒音の程度等による補正	なし	林野率による補正(私有林人工林面積のみ)	なし																											
使途	条件・制限なし (地方道路譲与税は道路費用)	条件・制限なし	条件・制限なし	騒音による障害防止・空港対策等に関する費用	条件・制限なし	森林整備及びその促進に関する費用 市町村の支援等に関する費用	条件・制限なし																											
譲与時期	6・11・3月	6・11・3月	6・11・3月	9・3月	9・3月	9・3月	5・8・11・2月																											
令和2年度譲与実績額	2,258億円	50億円	2,861億円	33億円	115億円	400億円	16,606億円																											
令和3年度地財計画額	2,292億円	45億円	2,806億円	178億円	114億円	400億円	12,627億円																											

※1 地方道路譲与税を含む。また、令和16年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、その増額分を地方揮発油譲与税の新譲与分として、都道府県に対して自家用乗用車(登録車)の保有台数で按分して譲与することとされている。
 ※2 自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して令和元～3年度は348/1,000(当分の間422/1,000)、令和4～15年度は357/1,000(当分の間431/1,000)、令和16年度は401/1,000(当分の間475/1,000)、令和17年度以降は、416/1,000(当分の間490/1,000)とされている。
 ※3 令和2～6年度までは、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、令和2,3年度は400億円、令和4,5年度は500億円、令和6年度は森林環境税の収入額に相当する額に300億円を加算した額を譲与することとされている。